

入院時の食事療養費について

2026年6月1日より、国の健康保険法等の規定に基づき、入院中の食事代の自己負担金額が下記のとおり変更となります。

7月請求分(6月診療費)から変更後の金額でのご負担となりますので、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

区 分		自己負担額	自己負担額
70歳未満の患者様	70歳以上の患者様	変更前 (2026年5月31日まで)	変更後 (2026年6月1日から)
区分ア	現役並みⅢ	Ⅰ食510円 (1日3食1,530円)	Ⅰ食550円 (1日3食1,650円)
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	Ⅰ食240円 (1日3食720円)	Ⅰ食270円 (1日3食810円)
	低所得Ⅰ	Ⅰ食110円 (1日3食330円)	Ⅰ食130円 (1日3食390円)